東博第15―117号	平成15年９月12日	大谷みちこ	令和７年２月25日	
東博第15―118号	平成15年９月12日	大谷みちこ	令和７年２月25日	
東博第15―119号	平成15年９月12日	大谷みちこ	令和７年２月25日	
東博第15―120号	平成15年９月12日	大谷みちこ	令和７年２月25日	
東京國博第36―９号	昭和35年12月15日	犬養　康彦	令和７年１月25日	
東京國博第33―１号	昭和33年１月７日	樋口　恵子	令和６年12月22日	
東京國博第33―２号	昭和33年１月８日	樋口　恵子	令和６年12月22日	
東博第18―74号	平成18年９月19日	吉田　道子	令和７年３月17日	
東京国博第１―99号	平成元年７月15日	柳　　孝治	令和７年３月12日	
東京国博第１―100号	平成元年７月15日	柳　　孝治	令和７年３月12日	
東京国博第13―13号	平成13年８月22日	柳　　孝治	令和７年３月12日	

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第７号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」(以下「料金公告」という。)１．⑴⑤ロに基づく特定更新等工事、集中工事等に伴う料金調整として、下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和７年５月２日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　　正

Ⅰ．中央道リニューアル工事に伴う料金調整の実施について

⑴　料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制実施中、一般道への迂回を目的として、⑷に定める指定インターチェンジ（以下、「ＩＣ」という。）１から流出し、指定ＩＣ２から再流入し、順方向に走行するＥＴＣ車。

⑵　料金調整額等

⑴に定める自動車が一般道を迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

⑶　実施する期間

①　令和７年５月７日から令和７年８月８日まで。

②　令和７年８月18日から令和７年12月19日まで。

⑷　対象ＩＣ

１）⑶①期間

㋑小牧東ＩＣ～土岐ジャンクション（以下、「ＪＣＴ」という。）間車線規制

・上り線

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
中央自動車道西宮線　多治見ＩＣから一宮ＩＣまでの各ＩＣ 第一東海自動車道　名古屋ＩＣから春日井ＩＣまでの各ＩＣ	中央自動車道西宮線　瑞浪ＩＣ、土岐ＩＣ及び諏訪南ＩＣから飯田ＩＣまでの各ＩＣ 中央自動車道長野線　岡谷ＩＣから松本ＩＣまでの各ＩＣ 東海環状自動車道　せと赤津ＩＣから富加関ＩＣまでの各ＩＣ

・下り線

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
中央自動車道西宮線　瑞浪ＩＣから多治見ＩＣまでの各ＩＣ 東海環状自動車道　せと赤津ＩＣから富加関ＩＣまでの各ＩＣ	中央自動車道西宮線　小牧東ＩＣから一宮ＩＣまでの各ＩＣ 第一東海自動車道　名古屋ＩＣから春日井ＩＣまでの各ＩＣ

㋺中津川ＩＣ～松川ＩＣ間車線規制

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
中央自動車道西宮線　飯田山本ＩＣから恵那ＩＣまでの各ＩＣ	中央自動車道西宮線　諏訪南ＩＣから飯田ＩＣまでの各ＩＣ 中央自動車道長野線　岡谷ＩＣから松本ＩＣまでの各ＩＣ

㋩松川ＩＣ～園原ＩＣ間車線規制

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
中央自動車道西宮線　諏訪南ＩＣから飯田山本ＩＣまでの各ＩＣ 中央自動車道長野線　岡谷ＩＣから松本ＩＣまでの各ＩＣ	中央自動車道西宮線　園原ＩＣから恵那ＩＣまで及び小牧東ＩＣから一宮ＩＣまでの各ＩＣ 第一東海自動車道　名古屋ＩＣから春日井ＩＣまでの各ＩＣ

２）⑶②期間

㋑小牧東ＩＣ～土岐ＪＣＴ間車線規制

・上り線

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
中央自動車道西宮線　多治見ＩＣから一宮ＩＣまでの各ＩＣ 第一東海自動車道　名古屋ＩＣから春日井ＩＣまでの各ＩＣ	中央自動車道西宮線　瑞浪ＩＣ、土岐ＩＣ及び諏訪南ＩＣから飯田山本ＩＣまでの各ＩＣ 中央自動車道長野線　岡谷ＩＣから松本ＩＣまでの各ＩＣ 東海環状自動車道　せと赤津ＩＣから富加関ＩＣまでの各ＩＣ

・下り線

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
中央自動車道西宮線　瑞浪ＩＣから多治見ＩＣまでの各ＩＣ 東海環状自動車道　せと赤津ＩＣから富加関ＩＣまでの各ＩＣ	中央自動車道西宮線　小牧東ＩＣから一宮ＩＣまでの各ＩＣ 第一東海自動車道　名古屋ＩＣから春日井ＩＣまでの各ＩＣ